

相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2)相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

①猶予制度ではなく免除制度に改める。

②新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、新型コロナの影響により事業承継の時期を延期せざるを得ないケースもあることから、特例承継計画の提出期限（令和5年3月末日）および特例措置の適用期限（令和9年12月末日）を延長すべきである。

(3)取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいこと等を考慮し、評価のあり方を見直す必要がある。

4. 消費税への対応

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(2) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

(3) 令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、本年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。新型コロナは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらしており、さらなる事務負担を求めれば休廃業を加速することになりかねない。現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。

Ⅲ. 地方のあり方

今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さや行政組織間意思疎通不足、病院間の特性に応じた役割分担がなされていなかったことが浮き彫りとなった。これを機に、緊急時の医療体制を整備する必要があるが、そのためには国と地方、さらに自治体間の情報共有が不可欠であり、改めて広域行政の必要性を強調しておきたい。

(1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。

(2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。

(4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレズ指数（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ. 震災復興等

政府は東日本大震災からの復興について、令和3年度から7年度までの5年間を「第2期復興・創生期間」と位置付け、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期することとしている。そのためにはこれまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。

また近年、大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。その際、被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離れた、新たな控除制度の創設について検討すべきである。

Ⅴ. その他**1. 納税環境の整備****2. 環境問題に対する税制上の対応****3. 租税教育の充実****《税目別の具体的課題》****1. 法人税関係****(1) 役員給与の損金算入の拡充**

- ① 役員給与は原則損金算入とすべき
- ② 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

- (2) 交際費課税の適用期限延長
- (3) 欠損金繰戻還付の特例の適用期限延長

2. 所得税関係**(1) 所得税のあり方**

- ① 基幹税としての財源調達機能の回復
- ② 各種控除制度の見直し
- ③ 個人住民税の均等割

(2) 少子化対策**3. 相続税・贈与税関係**

(1) 「資産移転の時期の選択に中立的な税制」の構築に向け、制度を見直すに当たっては、格差拡大を防止することに留意する必要があるが、税負担が今以上に重くならない仕組みとすべきである。

(2) 制度が見直されるまでの間、贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。

- ① 贈与税の基礎控除を引き上げる。
- ② 相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。

4. 地方税関係

- (1) 固定資産税の抜本的見直し
- (2) 事業所税の廃止
- (3) 超過課税
- (4) 法定外目的税

5. その他

- (1) 配当に対する二重課税の見直し
- (2) 電子申告

《個別法令・通達関係》**Ⅰ. 法令関係****1. 法人税関係****[無形減価償却資産]**

- (1) 電算機のソフトウェアは償却期間を3年に短縮すること。
- [引当金の損金算入]
- (2) 引当金について、損金算入を認めること。

① 退職給与引当金は、その繰入について損金算入を認めること。

② 賞与引当金は、その繰入について損金算入を認めること。

[電話加入権の損金算入]

- (3) 電話加入権については、損金算入を認めること。
- [耐震補強等に係る工事を実施した場合の優遇措置]
- (4) 建物等の構造物に対する耐震補強工事を実施した場合、特別償却または税額控除制度を設けること。

[法人税の延納]

(5) 資金繰りに考慮し、昭和59年に財源対策等から廃止された法人税の延納制度を復活すること。

[申告書の提出期限]

(6) 法人税の確定申告書の提出期限を事業年度終了後3か月以内(現行2か月以内)とすること。

2. 所得税関係**[土地・建物等の損益通算]**

(1) 土地・建物等の譲渡により生じた譲渡損失の損益通算および繰越控除を認めること。

[不動産所得の負債利子の損益通算]

(2) 土地等に係る負債利子については、損益通算を復活すること。

[医療費控除]

(3) 医療費の実態に即して、最高限度額を300万円(現行200万円)に引き上げること。

[源泉納付]

(4) 源泉所得税の1月の納付期限については、「納期限の特例」適用者以外の源泉徴収義務者に対しても1月20日(現行1月10日)とすること。

3. 相続税・贈与税関係

[保険金・死亡退職金の非課税限度額]

(1)非課税限度額については、1,000万円に引き上げること。

[相続財産からの控除]

(2)相続開始後に発生する相続に伴う費用は、相続税の課税財産から控除すること。

[被相続人の保証債務の弁済]

(3)相続後の一定期間内に保証債務の履行があり、その求償権の行使が不能の場合、更正の請求ができるようにすること。

[贈与税の配偶者控除]

(4)居住用不動産の配偶者控除額2,000万円は、3,000万円に引き上げること。

4. 消費税関係

[消費税の確定申告書の提出期限]

(1)消費税の確定申告書の提出期限は、課税期間終了後3か月以内(現行2か月以内)とすること。

[消費税の届出書の提出期限]

(2)消費税の各種届出書の提出は、前課税期間の消費税の確定申告書の提出期限(現行は課税期間の開始日の前日)まで延長すること。

5. 印紙税関係

[印紙税]

印紙税については、文書作成の有無による課税は公平性を欠くので廃止すること。

6. 地方税関係

[固定資産税]

(1)建物等の構造物に対する耐震補強工事を実施し、資産価値が上昇した場合の固定資産税や都市計画税は減免すること。

[法人事業税]

(2)資本金1,000万円以上で3都道府県以上に事業所を有する法人の法人事業税については、所得区分別の軽減税率が適用されないこととなっているが、この制度を廃

止すること。

[申告書等様式]

(3)事務の効率化に資するため、地方税の申告書・納付書の規格、様式の統一を図ること。

[欠損金繰戻し還付制度・延納制度]

(4)住民税・事業税についても、法人税と同様に欠損金繰戻し還付制度を創設すること。また、地方税にも延納制度を設けること。

II. 通達関係

1. 法人税関係

[修繕費]

(1)資本的支出と修繕費の区分が不明確である場合の形式的区分基準について、修繕費としての認定の範囲を次のとおり改めること。

①修理・改良等に要した金額が100万円(現行60万円)に満たない場合

②修理・改良等に要した金額が取得価額のおおむね20%(現行10%)相当額以下である場合

[借地権]

(2)相当の地代の認定基準概ね6%程度については、地代の収益状況および金利水準の変化に応じた見直しを行うこと。

2. 相続税関係

[取引相場のない株式の評価]

類似業種比準方式の斟酌率を、中会社および大会社についても50%に引き下げること。



関東信越税理士会館林支部所属・税理士								
墳本知昭	0276-75-0687	館林市	大塚敏夫	0276-70-9277	邑楽町	荒井隆	0276-57-4911	太田市
富田唯志	74-3211	〃	小倉平八郎	80-4122	板倉町	飯島将史	46-2611	〃
冨永裕文	74-9458	〃	浅沼孝男	48-9511	太田市	飯田博之	45-1226	〃
野澤治夫	73-2801	〃	阿部浩一	0277-78-8069	〃	石黒裕一	46-2611	〃
早川勉	72-7430	〃	天ヶ谷福治	0276-22-2370	〃	石原正夫	37-2738	〃